

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2015-148809(P2015-148809A)

【公開日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2015-052

【出願番号】特願2015-51695(P2015-51695)

【国際特許分類】

G 0 9 G	5/00	(2006.01)
G 0 9 G	3/20	(2006.01)
G 0 9 G	3/36	(2006.01)
G 0 9 G	5/10	(2006.01)
G 0 9 G	5/02	(2006.01)
H 0 4 N	5/74	(2006.01)

【F I】

G 0 9 G	5/00	5 1 0 V
G 0 9 G	3/20	6 8 0 C
G 0 9 G	3/36	
G 0 9 G	3/20	6 8 0 E
G 0 9 G	5/00	5 5 0 H
G 0 9 G	5/10	Z
G 0 9 G	5/02	B
G 0 9 G	5/00	X
H 0 4 N	5/74	D

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月22日(2015.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ディスプレイ品質を改善する方法であって、

該方法はグラフィックスドライバーソフトウェアを有するグラフィックスドライバにデジタル画像を提供するステップを有し、グラフィックスドライバ及びグラフィックスドライバソフトウェアには別個のマッピングハードウェアおよびマッピングソフトウェアがなく；

該方法は既存のAPIポインタをコピーしをグラフィックスドライバソフトウェアにコピーすることによって、グラフィックスドライバソフトウェアに関連付けられたAPIインターフェースを修正するステップを有し；

該方法はグラフィックスドライバソフトウェア内の少なくとも1つの既存のAPIポインタをAPIポインタの置換セットで置き換えるステップを有し、APIポインタの前記置換セットはグラフィックスドライバソフトウェアの実行を前記グラフィックスドライバソフトウェアとは区別されるアプリケーション独立型のマッピング機能に変えるものであり；

該方法は前記既存のAPIポインタを備えるグラフィックスドライバソフトウェアの実行に戻るステップを有し；

該方法はデジタル画像を多数の部分に分割するステップを有し；
該方法は表示される画像を表示するために前記多数の部分を1以上のディスプレイ装置に転送するステップを有する；

上記方法。

【請求項2】

1以上のディスプレイ装置は複数のディスプレイ装置からなり、各々のディスプレイ装置が表示される画像の一部を表示する、請求項1記載の方法。

【請求項3】

ディスプレイ装置がプロジェクタからなる請求項2記載の方法。

【請求項4】

表示される画像の部分が部分的に重なるようにディスプレイ装置が配置される請求項2記載の方法。

【請求項5】

マッピング機能がワーピング機能、カラーマッピング機能、空間変化フィルタ、時間変化フィルタ及び輝度マッピング機能の少なくとも1つからなる請求項1記載の方法。

【請求項6】

第1のタイプのディスプレイ装置での表示のためにデジタル画像がフォーマットされ、第1のディスプレイ装置とは異なるジオメトリをもつ第2のタイプのディスプレイ装置での表示のためにマッピング機能がデジタル画像を修正する、請求項1記載の方法。

【請求項7】

ディスプレイ装置はおおよそのアラインメントのみで置かれていて、表示される単一の画像を形成するためにマッピング機能によって多数の部分が縫い合わされることにより前記おおよそのアラインメントが算出される、請求項1記載の方法。

【請求項8】

ディスプレイ品質を改善するシステムであって、

該システムはデジタル画像を受けとるグラフィックスドライバを備え、前記グラフィックスドライバはグラフィックスドライバソフトウェアを有し、グラフィックスドライバ及びグラフィックスドライバソフトウェアには別個のマッピングハードウェアおよびマッピングソフトウェアがなく；

該システムは既存のAPIポインタをコピーしをグラフィックスドライバソフトウェアにコピーすることによって、グラフィックスドライバソフトウェアに関連付けられたAPIインターフェースを修正するマッピングプロセスを備え、前記マッピングプロセスはグラフィックスドライバソフトウェア内の少なくとも1つの既存のAPIポインタをAPIポインタの置換セットで置き換え、APIポインタの前記置換セットはグラフィックスドライバソフトウェアの実行を前記グラフィックスドライバソフトウェアとは区別されるアプリケーション独立型のマッピング機能に変え、前記既存のAPIポインタを備えるグラフィックスドライバソフトウェアの実行に戻るものであり；

該システムはグラフィックスドライバを備え、前記グラフィックスドライバはデジタル画像を多数の部分にさらに分割して、表示される画像を表示するために前記多数の部分を1以上のディスプレイ装置に転送する；

上記システム。

【請求項9】

1以上のディスプレイ装置は複数のディスプレイ装置からなり、各々のディスプレイ装置が表示される画像の一部を表示する、請求項8記載のシステム。

【請求項10】

ディスプレイ装置がプロジェクタからなる請求項9記載の方法。

【請求項11】

表示される画像の部分が部分的に重なるようにディスプレイ装置が配置される請求項9記載のシステム。

【請求項12】

マッピング機能がワーピング機能、カラーマッピング機能、空間変化フィルタ、時間変化フィルタ及び輝度マッピング機能の少なくとも1つからなる請求項8記載のシステム。

【請求項13】

第1のタイプのディスプレイ装置での表示のためにデジタル画像がフォーマットされ、第1のディスプレイ装置とは異なるジオメトリをもつ第2のタイプのディスプレイ装置での表示のためにマッピング機能がデジタル画像を修正する、請求項8記載のシステム。

【請求項14】

ディスプレイ装置はおおよそのアラインメントのみで置かれていて、表示される単一の画像を形成するためにマッピング機能によって多数の部分が縫い合わされることにより前記おおよそのアラインメントが算出される、請求項8記載のシステム。